

# 総務常任委員会会議録

令和元年 9月12日(木)

午前10時00分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 総務常任委員会

と き 令和元年9月12日 午前10時～

ところ 本庁3階 委員会室

### 1. 開 会

#### 2. 委員長あいさつ

#### 3. 議長あいさつ

#### 4. 執行部あいさつ

### 5. 議 事

#### 1) 議案審査 (全11件)

- ① 議案第59号 小美玉市情報公開条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第60号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第61号 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ④ 議案第62号 小美玉市税条例の一部を改正する条例について
- ⑤ 議案第63号 小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例について
- ⑥ 議案第64号 小美玉市環境基本条例の全部を改正する条例について
- ⑦ 議案第66号 小美玉市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑧ 議案第67号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算 (第2号)  
[総務常任委員会所管]
- ⑨ 議案第73号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算 (第1号)
- ⑩ 議案第85号 工事請負契約の締結について
- ⑪ 議案第89号 動産の買入れ契約の締結について

### 6. その他

#### 1) 議会案件

- ① 議会報告会案件について
- ② 視察研修について
- ③ その他

### 7. 閉 会

出席委員（6名）

1番	村田春樹君	4番	植木弘子君
8番	長島幸男君	9番	岩本好夫君
12番	小川賢治君		
18番	市村文男君（議長）		

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	市長公室長	岡野英孝君
企画財政部長	立原伸樹君	総務部長	山口守君
市民生活部長 兼生活文化課長	太田勉君	危機管理管	飯塚新一君
議会事務局	我妻智光君	消防長	長島久男君
会計管理者	鈴木定男君	監査事務局長	植田みのり君
秘書政策課長	倉田賢吾君	市民協働課長	滑川和明君
企画調整課長	佐々木浩君	財政課長	植田賢一君
総務課長	坂本剛君	税務課長	藤田誠一君
収納課長	川島誠人君	管財検査課長	藤田信一君
市民課長	菊田裕子君	環境課長	真家功君
小川総合支所長	中村理佳君	玉里総合支所長	長沼光子君
防災管理課長	真家厚君	議会事務局次長	戸塚康志君
消防次長 兼小川消防署長	福田善久君	消防総務課長	池崎利久君
警防課長	中島賢二君	予防課長	岩田憲治君
会計課長	酒井美智子君	生活文化 課長補佐	吉田桂子君
小川文化 センター係長	酒井美奈子君	小川文化 センター係長	谷口学君

議会事務局職員出席者

書記金子紫帆

午前9時58分 開会

**○副委員長（村田春樹君）** 皆様、おはようございます。

台風15号の被害、色々な市のことで対応していただきまして誠にありがとうございました。昨日まで、決算特別委員会もお疲れ様でございました。

それでは、皆さんお揃いになりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。最初に、委員長あいさつ。長島委員長、お願いします。

**○委員長（長島幸男君）** 改めましておはようございます。台風15号の被害も、県内では、鹿島市で停電が昨日までかかったということで、本市でも、小川地区の一部で、翌日まで復旧しなかったと聞いております。また、倒木や、ビニールハウス、ニラ等の被害もあったと。詳細については、危機管理監のほうから、後ほど報告があると思います。

昨日の、夕刻には、ゲリラ豪雨ということで、今後も大気の不安定がありますので、こういうものが続くと思われれます。

今定例会も、昨日で、決算特別委員会が終了し、きょうから、各常任委員会ということで、トップを切って総務常任委員会、大変ご苦労さまです。

議案は、11件。十分な審査を賜り、適切な審議をよろしくお願い致します。なお、審議終了後には、午後になるとは思いますが、小川地区の2つの学校跡地の視察が予定されております。以上、あいさつと致します。よろしくお願い致します。

**○副委員長（村田春樹君）** ありがとうございます。

続きまして、議長あいさつ。市村議長、お願いします。

**○議長（市村文男君）** 皆様、おはようございます。きのうまで、決算特別委員会ということで大変ご苦労さまでした。常任委員会トップを切ってというお話でございますが、きょうから常任委員会の審査に入るといってございまして、それぞれ慎重な審査をよろしくお願いしたいと思います。

また、ゲリラ豪雨や、台風被害のお話もございましたが、実は私も、杉が倒れまして、物置が一棟崩壊致しました。色々、大変な状況にありますけれど、きょうは1日よろしくお願い致します。大変、ご苦労様です。

**○副委員長（村田春樹君）** ありがとうございます。

続きまして執行部あいさつ。島田市長、お願いします。

**○市長（島田穰一君）** 改めておはようございます。きのう、おとといと、決算特別委員会と

ということで、誠にご苦労さまでございました。ありがとうございました。全議案、可決をいただいたということで、心から感謝申し上げる次第でございます。きょうは総務常任委員会ということで、時間前に開催され、審査に入るわけで、11件という話でございます。しっかり、説明をしながら、ご理解をいただいて、こんなに嬉しいことはないと思いますのでお願いしたいと思います。

また、被害状況ということで、皆さんの手元に、資料があるようでございます。大変、大きな被害を受けている状況でございます。それぞれの、担当の職員、建設業界の皆様方、更には、東電、それぞれの関係者の皆様にご協力いただいて、通電することができたということでございますが、残念なことに、宅地内での、電柱の凍結がありまして、まだ、通電できないところが4、5件あるということでございます。本当に大変な状況だということで、担当のほうでは、防災グッズ、電気等々の配布をしているようでございますので、なんとか、早くつけるように、東電と連絡を取りながら、進めていくようでございますので、よろしくご協力をお願いするところでございます。

また、きょうは、茨城県の自民党県連が、15時に、小美玉のニラの被害の状況を調査するというので、大勢来られるということでございます。我々、産業部と対応して参りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。台風については、反省することもあるわけでございますので、今後も、防災、減災に力をいれて安全、安心なまちづくりに力を入れて参りたいと思ひます。

**○副委員長（村田春樹君）** ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、長島委員長のほうでよろしくお願ひいたします。



**○委員長（長島幸男君）** それでは、議事に入る前に、本日は、福島議員が傍聴いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、9月6日に付託された議案審査付託表のとおりでございます。



**議案 59 号 小美玉市情報公開条例の一部を改正する条例について**

○委員長（長島幸男君） それでは、これから付託案件の審査にはいります。

議案 59 号 小美玉市情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

○総務課長（坂本剛君） それでは「議案第 59 号 小美玉市情報公開条例の一部を改正する条例について」ご説明をいたします。

説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。わたし以降の説明につきましても着座にて説明をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

小美玉市情報公開条例の一部を改正する条例についてですが、市政に関する情報について、積極的に公開していく姿勢を示す観点から、「市民の知る権利」を踏まえ、広く「何人」にも公開請求権を認めることを目的とし、情報公開請求権者等の範囲の見直しを行い、所要の改正を行うものです。説明は以上でございます。宜しくお願いします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案59号小美玉市情報公開条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

---

議案第 60 号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君） 続いて議案第 60 号小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明と求めます。

○総務課長（坂本剛君） 議案第60号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回見直す手数料につきましては、法令により料金が定められたものを除き、各種証明や許可等のように、特定の者に提供する行政サービスに対して必要な経費を徴収するものであります。

このことから、近隣市町村の料金設定状況を踏まえ、均衡した料金設定に見直しをおこなうもので、別表第1の項中、33種類の手数料につきまして、額の改定を行うものです。

改定内容につきましては新旧対象表のとおりでございます。

なお、①法令等により金額又は算定方法が定められているもの、②国や県の基準又はこれを基に料金を定めているもの、③政策的判断により、料金を定めているもの、④その他、政策又はサービスの性質上そぐわないもの、以上に関する手数料につきましては、今回の見直しの対象外としております。

また、あわせて規定の委任について、必要に応じて規則で定められるよう整備を図るものとしております。説明は以上でございます。宜しくお願いいたします

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

植木議員。

○4番（植木弘子君） おはようございます。よろしくお願い致します。法令とか、十分審議した上で、この料金改正が行われると思いますが、当然利用者の方には、突然、200円から600円というようなかたちで、結構金額的に、負担になる部分がありますので、利用される方に対してのその辺の説明というのは、丁寧に行って対応して行って、トラブルを避けるかたちで進めていただきたいと思います。これは、要望というか、意見です。

○委員長（長島幸男君） その他、ございますか。

岩本委員。

**○9番（岩本好夫君）** 説明書の14の1というところかな。ざっと見たところなんですけれども、これ1番上に、住宅用家屋証明申請手数料が200円から600円。その下の、土地又は建物の現況に関する証明手数料が200円から600円。それ以外は、上がり幅がそんなにではないのだけれども、この2つだけ200円から600円とすごく上がり幅があるような感じなのだけれども、何かこの理由っていうのは。ちょっと、説明いただければ。

**○総務課長（坂本剛君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 坂本総務課長。

**○総務課長（坂本剛君）** はい。それでは、先ほど、岩本議員から質問がありました件につきまして説明を申し上げます。

こちらの、住宅用家屋証明申請手数料とですね、土地又は建物の現況に関する証明手数料につきましては、同じような、作業内容ということで、同様な事務ということで、同一料金ということにしております。あと、中身につきましては、手間がかかるということでございますので、他のものと含めまして、こちらの方は600円。あと、近隣市町村に確認いたしまして、200円というのは、かなり、低い額になっておりまして、その辺も含めても、勘案した設定金額になっております。以上でございます。

**○委員長（長島幸男君）** よろしいですか。他に、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長島幸男君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長島幸男君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま



た。



**議案 61 号 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**○委員長（長島幸男君）** 続いて、議案61号 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてについて議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○総務課長（坂本剛君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 坂本総務課長。

**○総務課長（坂本剛君）** 議案第61号について説明させていただきたいと思います。

「使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、消費税の引上げについては、令和元年10月1日から消費税率を10%に引上げられることから、本市の施設使用料等で、法令や国・県基準等により料金が定められたものを除く使用料金の設定については、合併時から見直しが行われていないものもあり、施設の維持管理等における歳出増加が伴ってくることも考慮されることから、今回消費税引上げに併せて見直しを行うことにより適正化を図っていくものとして改定をするものです。

今回改正する使用料につきましては、消費税率5%時より据え置いていた施設使用料等の見直しを行い、現行料金に5%を加算した使用料で料金改定をするものでございます。

説明は以上でございます。宜しくお願いいたします。

**○委員長（長島幸男君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長島幸男君）** ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

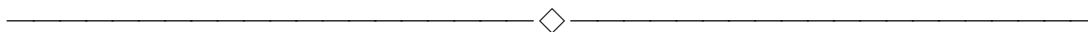
これより採決に入ります。

議案61号 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてについて採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第62号 小美玉市税条例の一部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案第62号 小美玉市税条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○税務課長（藤田誠一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 藤田税務課長。

○税務課長（藤田誠一君） 議案第62号「小美玉市税条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

先ほど、総務課長から説明がございました、議案第60号小美玉市手数料条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、ご提案するものでございます。

改正内容でございますが、資料最後のページ新旧対照表をご覧くださいと存じます。小美玉市税条例第73条の2に規定する「固定資産税課税台帳の閲覧の手数料」および第73条の3に規定する「固定資産税課税台帳に記載される事項の証明書の交付手数料」の、それぞれ第1項に記載されております、現行「200円」を「300円」に改正するものでございます。なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日になります。説明につきましては、以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。

議案第62号「小美玉市税条例の一部を改正する条例について」採決いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第63号 小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案第63号 小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○市民課長（菊田裕子君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 市民課長。

○市民課長（菊田裕子君） それでは、議案第63号「小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本案につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正により、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能にするとともに、これまで印鑑登録証明書に記載しておりました「男女の別」の表記を削除するものでございます。また、併せて運用しておりました外国人住民登録に関する規定を整理するものでございます。主な改正内容につきましては、3ページ

の新旧対照表をご覧ください。

まず、印鑑の登録についてですが、第4条 第3項 第3号中「氏名」の次に「氏に変更のあった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)」を加え、次ページになりますが、同項第5号の男女の別を削り、第6号を第5号とし、次に6号として、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記」と加えるものです。

また、新旧対照表の3ページ目になりますが、印鑑登録証明書についても、第13条中第1号中「氏名」の次に同様の追記等を行うものです。

なお、この条令の施行日は、国の指示により令和元年11月5日と定めております。以上で、ご説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

**○委員長（長島幸男君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

植木委員。

**○4番（植木弘子君）** 1つ確認させていただきます。今まで磁気テープで記録していたということで、それが今度は磁気ディスクに変わったということで、今までのデータはそのテープのほうにそのまま保存されているのか、それとも全て磁気ディスクに移行されているのか、新しいものだけ磁気ディスクなのか、その辺をお教えてください。

**○市民課長（菊田裕子君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 市民課長。

**○市民課長（菊田裕子君）** 情報の全ては磁気ディスクに移行されておりますが、磁気テープについては情報が消去されているかどうか確認をとりまして、後刻報告させていただきたいと思っております。

**○委員長（長島幸男君）** 植木委員。

**○4番（植木弘子君）** わかりました。印鑑登録証明書という大変重要な契約とかに使われる印鑑だと思いますので、その辺のところの処置、処分というのはしっかりとやっていただき、新しいほうで努めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

**○委員長（長島幸男君）** よろしいですか。他にありますか。

岩本委員。

○9番（岩本好夫君） 第4条 3項 3号のところ、左側の一番下の2行目のところから、「外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称」とあるんだけど、この場合の通称とはどういうことを言うのでしょうか。

○市民課長（菊田裕子君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 市民課長。

○市民課長（菊田裕子君） 外国人住民の方の通称名というのは、本国で使っている氏名のほかに日本に来て日常的に使用している日本式の氏名がありますので、そちらを指すものです。

○委員長（長島幸男君） その他、ございますか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第63号 小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第64号 小美玉市環境基本条例の全部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案第64号 小美玉市環境基本条例の全部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○環境課長（真家功君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 真家環境課長。

**○環境課長（真家功君）** 議案第64号 小美玉市環境基本条例の全部を改正する条例について説明いたします。提案理由といたしましては、小美玉市環境基本条例の全般的な改正に伴い、環境保全の対処のため、公害防止に生活環境の保全、地球温暖化の防止等に関する規程を追加し、本条例の全部を改正するための案を提出するものでございます。本条例に基づき、今後、環境基本計画を作成し、合わせて、推進体制の整備を図るものでございます。

それでは、条例の中身について、簡単にご説明をさせていただきます。まず、1ページ、第1条目的から13ページ、第47号までとしておりますが、13ページ及び14ページ、並びに新旧対照表でご説明させていただきます。不足になりますが、施行期日は令和元年10月1日とさせていただきます。次に、2の小美玉市公害対策審議会条例の廃止でございますが、本条例に環境審議会の規程を設けたため、公害対策審議会条例を廃止するものでございます。以上が小美玉市環境基本条例の改正内容となりますが、この改正に伴いまして、改正が必要となる関係条例があります。関係条例の小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び、費用弁償に関する条例の一部改正に伴いましては、最後のページの新旧対照表の通り別表の役職の区分に公害対策審議会委員の標記がございますが、公害対策を環境に改めるものでございます。以上、説明とさせていただきます。宜しくお願い致します。

**○委員長（長島幸男君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

村田委員。

**○1番（村田春樹君）** はい。新旧対照表のほうで、新しくなるほうが、環境審議会委員ということなのですけれども、旧の、公害対策審議会委員というほうの、今現在、委員のメンバーはどういったメンバーなのかお知らせ願いたいと思います。

**○委員長（長島幸男君）** 真家環境課長。

**○環境課長（真家功君）** 詳細なメンバーということですが、実は、この条例を策定しておりますが、案件がなかったために、未定のままという状況でございます。

**○委員長（長島幸男君）** 村田委員。大丈夫ですか。

**○1番（村田春樹君）** はい。

**○委員長（長島幸男君）** 他にございませんか。

植木委員。

**○4番（植木弘子君）** 今回、公害の防止ではなく、生活環境、地球温暖化ということで、国

の進めているSDGsにのっとして本当に今ある、すばらしい環境を次世代の子ども達にしっかりと受け継がれていくように、今いる私たちが、何ができるのかということで、国としても進められているものですし、それを受けてこのようなかたちでうちのほうでも、改めて条例を改正したのかなと理解させていただきました。それと同時に条例を出せばいいというものでもないのです、今の課長さんのご答弁でそっかと思つて。実際今まで、公害というふうに特定されていたので、それは、仕方がないことかなと理解しますけれども。これから環境という部分で大きいことですし、日々の生活の中に結びつく、守っていかなくてはならない大切な部分ですので、私自身、市の職員の皆さん、共々に、条例として定めればそれで済むということではなく実際に1つ、ひとつ実践に移して、生きた条例にしていきたいと思つますので、宜しくお願ひしたいと思つます。以上です。

○委員長（長島幸男君） ただいまのは要望ということでよろしいですね。

○4番（植木弘子君） はい。

○委員長（長島幸男君） その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第64号 小美玉市環境基本条例の全部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

議案第66号 小美玉市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案第66号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○消防本部総務課長（池崎利久君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 池崎消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（池崎利久君） それでは、議案第66号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明致します。

提案理由でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことに伴い、消防団員の欠格条項の見直し及び所要の改正を行うものでございます。

最後のページに、新旧対象表がございますので、ご覧頂きたいと思います。表中、右側が現行でございます。成年被後見人又は被保佐人を削除しております。また、禁固の漢字表記を禁錮に、免職を懲戒免職に改正するものでございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

岩本委員。

○9番（岩本委員） 禁錮という文字なのだけれども、文字は変わっても意味は同じなの。

○消防本部総務課長（池崎利久君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 池崎消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（池崎利久君） こちらの禁錮の漢字表記でございますが、意味は同じでございます。2010年以降に制定された法令より、こちらの禁錮という漢字表記になっております。以上でございます。

○9番（岩本好夫君） はい。分かりました。

○委員長（長島幸男君） 他ございますか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。



〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第67号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）

○委員長（長島幸男君） 続いて議案第67号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）議題といたします。執行部より説明を求めます。

○財政課長（植田賢一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） それでは、議案第67号 令和元年度小美玉市一般会計補正予（第2号）のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

20款繰入金 2項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金で2億5,786万5千円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で100万円の補正増、合併振興基金繰入金で1,467万円の補正増でございます。

財政調整基金繰入金は、今回補正予算における歳入歳出間を調整するため、ふるさと応援基金繰入金は、移住促進住宅取得補助金の財源とするため、及び合併振興基金繰入金は、各区公民館整備費補助金の財源とするため補正するものでございます。

21款1項1目繰越金、前年度繰越金で3億6,388万円の補正増でございます。平成30年度決算に伴う実質収支額6億6,388万1千円に対し、当初予算で3億円を計上しておりますので、差額

分を増額するものでございます。

8ページをお開き願います。

22款諸収入 5項 5目雑入、退職消防団員報奨金受入金で95万2千円の補正増でございます。

23款 1項 市債 3目農林水産業債 畑地帯総合整備事業債で20万円の補正増、6目 合併特例債 広域幹線道路整備事業債で1億8,380万円の補正増でございます。歳入につきましては、以上でございます。

**○総務課長（坂本剛君）** 続きまして、歳出についてご説明いたします。

はじめに、一般会計全体の「職員給与費に関する補正」に関する補正につきまして、総務課より一括してご説明をさせていただきます。

35ページをお開き願います。一般職総括における「比較欄」をご覧いただきたいと思っております。まず、「給料」につきましては、3,033万円の減、「職員手当」につきましては、411万円の増、「共済費」につきましては、169万円の増、以上、全体として2,453万円の減となっております。職員手当の詳細につきましては、内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては、省略をさせていただきます。今回の、職員給与費に関する補正につきましては、本年4月1日付の定期人事異動等によるものでございます。宜しくお願いたします。以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管により歳出の説明をさせていただきますが「職員給与費」に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます、「職員給与費以外」の補正内容について順次説明いたします。

それでは、ページを戻っていただきまして10ページをお願いいたします。まず、総務部総務課所管についてご説明いたします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費の7事業行政管理事務費の694万1,000円の増額補正ですが、先進技術であるロボティック・プロセス・オートメーション、AIの試行的導入による業務改善効果の評価・検証を行う委託料として新たにお願するものでございます。以上でございます。

**○管財検査課長（藤田信一君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 藤田管財検査課長。

**○管財検査課長（藤田信一君）** つづきまして、管財検査課所管についてご説明いたします。同じく10ページをお開き願います。

2款総務費 1項総務管理費 5目財産管理費のうち、まず事業1 公有財産管理事務費として238万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳は、12節役務費の手数料8万3,000円の計上、13節委託料330万円の減額、15節工事請負費を560万円増額するものでございます。

内容でございますが、役務費の手数料につきましては、建築工事に伴う申請手数料等を計上するものでございます。

委託料につきましては、実施設計業務委託の契約差金等により減額補正するものでございます。工事請負費につきましては、管財車庫（公用バス車庫）建築に係る防衛省との協議により、材料を鉄骨とする指示に伴い増額するものでございます。

次に事業2市庁舎維持管理経費として、834万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳は、11節需用費 修繕料257万1,000円の増額と、18節備品購入費577万円を計上するものでございます。内容でございますが、需用費の修繕料につきましては、傍聴者の安全確保のため『議場傍聴席の手すりの設置』や『本庁エレベーターの修繕』、電話やLANケーブル設備や塗装などの『ローカウンター設置に伴う修繕』等でございます。

備品購入費につきましては、市民へのサービスの向上を図るため、本庁舎および小川・玉里の各総合支所1階窓口に『ローカウンターを整備』するものでございます。

次に事業3 公用車維持管理費として、44万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳は、4節共済費35万円の増額と18節備品購入費9万4,000円を計上するものでございます。内容でございますが、共済費につきましては、バス運転手の社会保険料対象者の増員に伴い増額するものでございます。備品購入費につきましては、公共バスの緊急時の対応のため、バッテリー急速充電器を購入するものでございます。管財検査課所管は以上でございます。

○市民生活部長（太田勉君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田勉君） 続きまして、11ページをお願いします。生活文化課所管でございます。

18目市民文化交流費 説明欄3 小川文化センター施設維持管理費については、59万1千円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、消防法第8条の2の3の規定に基づき防火対象物点検業務を実施するための委託料、16万5千円、また、建築基準法第12条第3項に基づき防火設備定期点検業務

を実施するための委託料、42万6千円を建築基準法の改正により増額するものです。

次に、説明欄4 四季文化館施設維持管理費、170万4千円につきましては、「みの〜れ」の駐車場の一部で沈下箇所があり、通行に支障をきたしておりますので駐車場舗装工事として、78万6千円、また、「風のホール」に設置の電動式移動観覧席の一部部品に不具合が生じておりますので修繕費用として、91万8千円の増額をお願いするものです。以上でございます。

○**税務課長（藤田誠一君）** はい。委員長。

○**委員長（長島幸男君）** 藤田税務課長。

○**税務課長（藤田誠一君）** 続きまして、税務課所管につきまして、ご説明いたします。

12ページをご覧ください。

2款総務費 2項徴税費 2目賦課徴収費 事業1賦課事務費につきまして、13節委託料の「固定資産税基礎資料修正業務委託料」から「ご当地ナンバープレートデザイン補正業務委託料」へ51,000円の組み替え補正をお願いするものでございます。

税務課所管につきましては、以上でございます。

○**環境課長（真家功君）** はい。委員長。

○**委員長（長島幸男君）** 真家環境課長。

○**環境課長（真家功君）** つづきまして、環境課所管についてご説明いたします。

18ページをお開き願います。4款衛生費 1項保健衛生費 5目環境衛生費 環境衛生事務費につきましては、189万8千円の補正減をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節需用費 印刷製本費といたしまして、クールチョイス宣言に伴う広報啓発経費10万2千円の補正増、19節負担金補助及び交付金、環境フェスティバル実行委員会補助金200万円の補正減でございます。

こちらは、歳入、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の減に伴う補正減でございます。

次に、18ページ下段及び19ページ上段をお開き下さい。

4款衛生費 2項清掃費 1目清掃総務費 ごみ対策経費につきましては、11節 需要費、消耗品費といたしまして、市指定ごみ袋の入札差金による129万3千円の補正減、13節 委託料、特別管理廃棄物調査等業務委託料として、129万3千円の補正増をお願いするものでございます。

こちらは、本年度、環境課で実施した、庁内保管の特別管理廃棄物に係る追加調査と事前登録等に係る費用をお願いするものでございます。以上でございます。

○**消防本部総務課長（池崎利久君）** はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 池崎消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（池崎利久君） 続きまして、消防本部所管の補正予算について、ご説明いたします。25ページを、お開きください。

9款1項消防費 2目非常備消防費 1消防団活動経費、次の26ページをお開きください。8節消防団員退職報償金、952千円の補正増につきましては、退職団員数が当初見込みを超過したために、願います。以上でございます。

○財政課長（植田賢一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 32ページをお開き願います

13款諸支出金 1項基金費 1目財政調整基金費で3万1千円の補正増、2目減債基金費で224万7千円の補正増、3目公共施設整備基金費で5,641万8千円の補正減、18目合併振興基金で389万円の補正増でございます。

1目財政調整基金費 2目減債基金費及び18目合併振興基金費につきましては、前年度における各々の基金運用利息収入額に対し、基金積立額が不足となったため、前年度不足額を基金積立てするものでございます。

3目公共施設整備基金費につきましては、6月定例議会における令和元年度一般会計補正予算（第1号）において、病院事業剰余金相当額を今後予定される小美玉市医療センター建物解体費用の財源とするために、公共施設整備基金積立金の増額補正を計上したところでございますが、今回の歳出補正において、小美玉市医療センターの管理棟解体に係る病院建物解体費等交付金が計上されたことから、交付金と同額を公共施設整備基金積立金から減額するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

小川委員。

○12番（小川賢治君） はい。それでは、1点質問させていただきます。10ページ。財産管理費ということで、庁舎維持管理経費の修繕費ですかね。本庁舎窓口ローカウンターこれはどんなかたちで、ローカウンターを設置しますか。

○管財検査課長（藤田信一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 藤田管財検査課長。

**○管財検査課長（藤田信一君）** ただいまの小川議員の質問にお答えいたします。

ローカウンター設置につきましては、1階の窓口部分の整備を予定しております。本庁ですと、市民課から医療保健課、税務課から防災管理課、空港対策から農業委員会にあるカウンターを、ローカウンターに整備していきます。なお、本庁ばかりでなく、小川総合支所、玉里総合支所の1階窓口につきましても、現在のハイカウンターをローカウンターに整備していく計画でございます。補正予算のなかでは、カウンター等の備品については、備品購入費として計上しております。また、カウンター設置に伴うLANケーブルや電話の配線の修繕につきましては、需用費の修繕料として計上しております。

**○12番（小川賢治君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 小川委員。

**○12番（小川賢治君）** はい。ありがとうございます。そうしますと、市民課窓口、それから医療保健課、1階の部分のいまのカウンターを、全部低くするようなことですかね。先日総務常任委員会で、九州の視察研修に行ったのですが、やはり窓口のカウンターですね、お客様がゆったりとした姿勢で色々、とりつける場合ですね、そういうふうに行っているのを視察研修してきたのですが、本市でも、そういったことで、ローカウンターにして、あるいは椅子を用意してやれば、落ち着いた中で、窓口申請ができるのかなと思ひまして、この対応については、非常にいいと感じましたので質問しました。ありがとうございます。以上です。

**○委員長（長島幸男君）** その他、ございますか。

植木委員。

**○4番（植木弘子君）** 何点か、質問させていただきます。まず、7ページ、お願いいたします。まず、ふるさと応援基金繰入金ということで100万が計上されていますが、移住促進ということで追加ということで追加ということですが、移住者の方が、増えることを見越してとかたちなのか、その辺をちょっと教えてください。

**○財政課長（植田賢一君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 植田財政課長。

**○財政課長（植田賢一君）** ただいまのご質問にお答えいたします。今回、歳出補正におけます、22ページになるのですが、建築指導総務事務費のほうで移住促進住宅取得補助金のほうが、増額補正を行っております。当初の予算額に対しまして、申込み者数が増えた状況が背景としてございまして、不足額を今回補正するということでございまして、財源として、ふるさと応援基金繰入金、こちらを増額するものでございます。

○4番（植木弘子君） はい。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） はい。分かりました。ありがとうございます。増えるということで、大変ありがたいことだと思いますので、頑張っていただきたいと思います。よろしお願い致します。あと、10ページになりますが、行政管理事務費ということで、委託料としまして、RPA・AI施行導入業務委託料ということで、パソコンということで、評価委託料ということで、ご説明がありましたけれども、その辺、私も、ちょっと疎いので、詳しく教えて頂きたいと思いますのでお願いいたします。

○総務課長（坂本剛君） ただいまの、植木議員のご質問につきまして、答弁したいと思います。こちらのほうにつきましては、事業の内容といたしまして、先進事例、事務内容の効果を検討しながら、今回、パソコンの事業化を検証するというところで、業務の委託をするということでございます。こちらのほうにつきましては、検証するというところで、4つの業務の内容を検証するというところでございます。こちらは、住民課税情報の入力業務、保育所入所関係情報の入力業務、児童手当情報の入力業務、会議録等の音声認識変換の業務、今のところ、この4つの業務を執行部委託として検討しているところでございます。あと、内容につきましては、この他に、色々と設定にかかる費用、こちらのほうは、RPAのシナリオというものを作りまして、パソコンにそのシナリオを入れまして、人と変わってパソコンが自動的に処理をするというようなことでございますので、そういうシナリオ作りをお願いいたしまして、その他、今後の検証、自動化にあつたて、研修費用ということも含めております。こちらのほうにつきましては、一括した、研修費用も含まれているということで、ご理解願いたいと思います。

○4番（植木弘子君） はい。分かりました。AIとか、導入してパソコンの機能が高まっていったとしても、使うのは人間ですので、当然、研修などが必要となっていくのは、理解できました。会議録など、職員の皆さんが、かなり苦勞しながら、やっている部分だと思いますので、1日も早く導入して、業務のほう、他のほうにしっかりと回れるようになっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。あと、先ほど、小川議員のほうからも、質問がありました、庁舎施設ローカウンターということで、玉里支所のほうで、福祉などは、もう、ローカウンターで椅子が置かれていると思いますので、イメージとしてはあんな感じでよろしいのでしょうか。

○管財検査課長（藤田信一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 藤田管財検査課長。

○管財検査課長（藤田信一君） はい。植木議員さんがおっしゃるように、既にローカウンターを設置している玉里総合支所1階の福祉関係課のようなイメージでございます。

本庁ですと、収納課窓口や医療保健課の一部で、ローカウンターと椅子が設置しております。今回の整備は、1階窓口を原則ローカウンターにする方向で進めておりますが、対象のすべてではなくて、来庁者の利用状況や担当課の要望により、一部ハイカウンターを残すところもございます。

○4番（植木弘子君） はい。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） はい。分かりました。いま、すべて、ローカウンターではないということに安心しました。来庁者のかたによっては、かえって座ることが、負担になるかたも、いらっしゃると思いますし、様々な方がいらっしゃいますのでそれに対応したかたちになっていくということをお聞きしまして、安心しました。先ほど、小川議員もおっしゃっていたように椅子が必要となってきますが、今回、備品購入費等の中に、それらも、含まれているのでしょうか。

○管財検査課長（藤田信一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 藤田管財検査課長。

○管財検査課長（藤田信一君） はい。椅子につきましても備品購入費として計上してございます。担当課や利用者を区切るための仕切りや、来庁舎が座る椅子や内部の職員が座る椅子も備品購入費に含まれてございます。以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。

○4番（植木弘子君） はい。最後に11ページ。みの～れの駐車場舗装工事のことですけれども、ごめんなさい。わたし、具体的な場所が分からないのでそれだけ少し教えて下さい。

○委員長（長島幸男君） 吉田生活文化課長補佐。

○生活文化課長補佐（吉田桂子君） ただいまの質問にお答えいたします。みの～れの駐車場、今回工事の対象としてあげさせて頂いていますところは、4箇所ございます。まず、2箇所ある搬入口付近。それから、駐車場が入り口から入りますと、いったん2手に分かれてまた、合流するようなかたちで、合流するところがどうしても交通量が多いということから、沈下が始まっており、雨が降ると、大きな水溜りもできている状況ですので、そちらを2箇所。合計4箇所としてあげさせて頂いております。以上でございます。

○4番（植木弘子君） はい。

○委員長（長島幸男君） 植木委員。



○4番(植木弘子君) 着工及び完成の予定を教えてください。

○生活文化課長補佐(吉田桂子君) はい。委員長。

○委員長(長島幸男君) 吉田生活文化課長補佐。

○生活文化課長補佐(吉田桂子君) はい。予定につきましては、議会で可決いただいてから組んでいく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(長島幸男君) 植木委員。

○4番(植木弘子君) 大変失礼致しました。こちらで承認しなかったら、予算とれないので、計画立たないのが。申し訳ございません。1番基本のところは抜けていました。

搬入口のほう、以前から、駐車場の状態が、ぼこぼこでかなり酷い状態でしたので、しっかりと、承認させていただいて、1日でも早く、着工していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。大変失礼致しました。以上でございます。

○委員長(長島幸男君) ありがとうございます。その他、ございますか。

○1番(村田春樹君) はい。

○委員長(長島幸男君) 村田委員。

○1番(村田春樹君) 1つなんですけれども、ちょっと被ってしまうのですけれども、市庁舎維持管理経費のところの、施設備品購入費ということで、一部、ローカウンターにして、一部ハイカウンターを残すということで、お話あったんですけれども、ハイカウンターをいま、使っているもの、実際どこかに使うのかそれとも、処分するのかそういったところお話下さい。

○管財検査課長(藤田信一君) はい。委員長。

○委員長(長島幸男君) 藤田管財検査課長。

○管財検査課長(藤田信一君) 現在使用しているハイカウンターにつきましては、各課の状況や要望によって、処分するものと再利用するものがございます。現在使用のカウンターの内側は、書庫になっておりおりますので、それらの利活用につきましては、さらに検討していきたいと思っております。

○委員長(長島幸男君) 村田委員。

○1番(村田春樹君) 再利用と、処分するものがあるというわけですね。処分費も、一応含まれているかたちになっているのですかね。

○管財検査課長(藤田信一君) はい。委員長。

○委員長(長島幸男君) 藤田管財検査課長。

○管財検査課長(藤田信一君) 今回の補正の需用費の中の修繕料で、ローカウンターに関

する修繕料につきましては、処分料も含めて計上してございます。

○委員長（長島幸男君） 村田委員。

○1番（村田春樹君） はい。ありがとうございます。市民に愛されるような庁舎、カウンターになっていただければと思いますので、今後もよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（長島幸男君） その他、ございますか。

小川議員。

○12番（小川賢治君） もう、1点お願いします。12ページの賦課事務費ということで、ご当地ナンバープレートデザイン補正業務委託料についてご当地ナンバープレートデザインについて説明していただけますか。

○税務課長（藤田誠一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 藤田税務課長。

○税務課長（藤田誠一君） ご当地ナンバープレート事業につきましては、目的としまして市民の皆さんに、市への愛着と、誇りをさらに深めていただくための一助として、小美玉らしさを表現した魅力ある形状図柄のナンバープレートデザインを募集いたします。更に、小美玉市オリジナルデザインを施した、ご当地ナンバープレートを作製、交付することで、走る広告等として、小美玉市の魅力を市内外に、発信していくことを目的として実施する事業でございます。今回、補正をお願いしたデザイン補正業務につきましては、募集したデザインをナンバープレートとして、適正に使用できるようなかたちに、補正が必要なものが、出てくるかとも思いますので、それを委託する費用となっております。以上でございます。

○12番（小川賢治君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 小川委員。

○12番（小川賢治君） ありがとうございます。小美玉らしさということで、素晴らしいナンバープレートができるように期待しております。以上です。

○委員長（長島幸男君） その他、ございますか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第67号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長島幸男君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、一時休憩をしたいと思えます。室内の時計で11時15分までよろしく願いいたします。

午前 11時05分 休憩

午後 11時15分 再開

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



議案 73 号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）

**○委員長（長島幸男君）** 続いて議案73号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○市民課長（菊田裕子君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 菊田市民課長。

**○市民課長（菊田裕子君）** 先ほど植木議員から「議案63号 小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例」の中でご質問を受けておりました磁気テープについてですが、本市ではかなり以前にコンピュータ化されており、既に磁気ディスクに移行されておりまして、委託業者に確認したところ、全て消却されているとのことです。以上で報告を終わります。

**○委員長（長島幸男君）** よろしいですか。議案73号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○環境課長（真家功君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 真家環境課長。

**○環境課長（真家功君）** 議案第73号 小美玉市霊園事業特別会計補正予算についてご説明

いたします。1枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,523万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。まず、歳入の補正でございますが、2款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金 1節基金繰入金900万円の補正増につきましては、歳出に伴う基金繰入金の増でございます。

次に、3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金 1節繰越金128万2千円の増でございますが、決算確定に伴う補正増でございます。

つづきまして、歳出の補正でございますが、1款霊園事業費 1項霊園施設管理費 1目霊園施設管理費 市営霊園管理事業でございます。15節工事請負費 霊園排水工事としまして、1,028万2千円の増でございます。これにつきましては、詳細設計の結果により調整池が必要となったことから、工事の補正増をお願いするものでございます。

以上説明とさせていただきます。

**○委員長（長島幸男君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

**○12番（小川賢治君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 小川委員。

**○12番（小川賢治君）** 3ページの市営霊園管理事業の霊園排水工事なのですが、これは、新しいほうの霊園の排水が、思うようではないというところなんですかね。その辺ちょっと詳細に説明を。

**○環境課長（真家功君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 真家環境課長。

**○環境課長（真家功君）** 霊園の場合は旧霊園、新霊園いちばん新しく拡張したところを拡張霊園としておりますが、このいちばん新しく拡張した部分に、盛り土をしているという関係から、浸透が悪くて、平成30年度に調査設計をさせていただきました。当初は、場外排水を考えていたのですが、どうも道路の高さにくらべ管のところが低いため、勾配が取れなく排水できないことから今回調整池を設置する工事を補正するものでございます。

**○12番（小川賢治君）** ありがとうございます。

**○委員長（長島幸男君）** 他に、質疑はございませんか。

岩本委員。

**○9番（岩本好夫君）** 小川委員と重複してしまうのですが、この霊園排水工事のところで、駐車場があるところから、左側っていうか、ちょっと低くなっているよね。あっち全部やるのかな。

**○環境課長（真家功君）** 中心的には拡張レーンのほうだけを考えているのですが、その拡張レーンの真ん中の1番奥のところに空き地がありまして、そこに浄水池を掘るかたちで予定しております。

**○9番（岩本好夫君）** あそこのセレモニーホールなんて、セレモニーホールを背にして道を渡って、駐車場になっていると思うのですがけれども、あそこの小さい道路の際から水は、はけないんだわ。要するに、あそこの区画は、前の旧区画と違って、JAから15センチまでなんです。増減できるのが。そうすると、納骨堂の位置が向こうより低い。そうすると水も溜まりやすい。現状では、あそこのJAのところまで水が上がってくるんだわ。だから納骨堂を造ってやって、その中に、納骨するんだけど、納骨堂の口いっぱいまで溜まってしまう。そうするとどうなるかという、お骨壺であがってくると思うんだけど、あの壺が水に流されて、そのままひっくり返ってお骨がばらばらになってしまう。こういうお墓がいっぱいあると思います。この中には。現状には、あそこ空けたらびっくりしちゃう。あそこを使用している人はね。結構いると思います。だから、ここで、予算ついたら、いち早くやってください。あとは、雨の降ったあと、誰か、使用している人に許可を貰って中の確認はしないとだめです。あそこの駐車場の際のところから水が溜まるので、納骨堂の中は、開けると水が。例えば、この間の台風のような次の日は、水で口切いっぱい溜まっている状態だから。いち早くやっていただきたいと思います。

**○環境課長（真家功君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 真家環境課長。

**○環境課長（真家功君）** ただいまの岩本議員のご指摘の通りにしていきたいと思います。実際あの、カロートのところまでが、80センチくらいということで、今回深さを、95センチというところで考えております。

**○委員長（長島幸男君）** その他ございますか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案73号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

議案 85 号 工事請負契約の締結について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案85号 工事請負契約の締結について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○市民生活部長（太田勉君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田勉君） それでは、議案第85号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法及び小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、小美玉市小川文化センター耐震・改修工事の工事請負契約を締結するために提案するものでございます。

「1 契約の目的」は、小美玉市小川文化センター耐震・改修工事でございます。「2 契約金額」につきましては、消費税を含め、4億9,170万円でございます。「3 契約の相手方」につきましては、水戸市けやき台3丁目6番地1大貫・内藤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社大貫工務店代表取締役社長 大貫茂男氏であり、「4 契約の方法」は一般競争入札でございます。

ページをお捲りいただきまして、工事内容につきましては、建築工事一式、機械設備工事一式、電気設備工事一式、エレベーター設備工事一式でございまして、工期は令和2年12月25日までとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

岩本委員。

○9番（岩本好夫君） これ、エレベーターはどこにつくのですかね。

○小川文化センター係長（谷口学君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 谷口小川文化センター係長

○小川文化センター係長（谷口学君） ただいまの岩本議員さんのご質問にお答えいたします。エレベーターの設置ですが、小川文化センターの事務所前にごございます中庭がありまして、この中庭の一部に2階までの、エレベーターを設置する内容になっております。以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 大丈夫ですか。それでは、私からちょっとお聞きします。小ホールと、大ホール2つありますが、おおざっぱに改修の順序を分かりましたらお願いします。

○小川文化センター係長（谷口学君） ご質問にお答えさせていただきます。令和元年度でございまして、主に小ホールがございまして、小ホールエリアとなりましてそちらが今年度の整備内容となっております。また、電気設備等々、自家発電等々も含めまして、令和元年度に整備する予定となっております。また、次年度の令和2年度になりまして、大ホール側がメインとなりまして、主に大ホールの座席等、改修を行う予定となっております。それに伴いまして、館の利用できる範囲も変わっていきますので、その辺も、周知徹底して実施したいと考えております。以上でございます。

○委員長（長島幸男君） ありがとうございます。他にございますか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案85号 工事請負契約の締結について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませ

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第89号「動産の買入れ契約の締結について」

○委員長（長島幸男君） 議案第89号「動産の買入れ契約の締結について」議題といたします。執行部より説明を求めます。

○消防本部総務課長（池崎利久君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） 池崎消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（池崎利久君） それでは、議案第89号 動産の買入れ契約の締結について、ご説明致します。

水槽付消防ポンプ自動車の買入れ契約の締結について、地方自治法及び市条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

水槽付消防ポンプ自動車は、令和元年7月16日、8社の指名競争入札により石岡市の有限会社鈴機が、2,570万円で落札致しました。買入れ価格は2,827万円で、うち消費税は257万円でございます。納入期限は、令和2年3月27日でございます。

小美玉市消防団第2分団に配置されている、水槽付消防ポンプ自動車は、既に20年が経過し老朽化しているため、更新をお願いするものでございます。以上でございます。宜しくお願い致します。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。



〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第89号 動産の買入れ契約の締結について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で本委員会に付託されました議案等の審査は、すべて終了しました。



台風 15 号の被災状況について

○委員長（長島幸男君） ここで、防災管理課より台風 15 号に関わる災害についてご説明をお願い致します。

○危機管理監（飯塚新一君） はい。委員長。

○委員長（長島幸男君） はい。飯塚危機管理監。

○危機管理監（飯塚新一君） 今回の台風 15 号に係わる災害対応被害状況について報告いたします。台風 15 号、本市を9月9日 月曜日、明け方通過をしました。

1. 台風のデータであります水戸气象台からの発表になりますが1時間当たりの最大雨量は、24 ミリ、これは9月9日の5時から6時の間の雨量でありました。9日の2時ごろから降りだした雨は、10時にはほぼ上がり74ミリの総雨量となっております。

風速は、小美玉市に气象台の風速計は設置されておりませんが、水戸市で、午前6時30分に27.5メートル、銚田市で29.7メートルの最大瞬間風速を記録しております。

2. 避難所につきましては、台風接近前日の9月8日、月曜日に避難所を3カ所、午後6時に開設をいたしました。

避難された方は、小川文化センターアピオスで、5世帯、男性2名、女性5名、美野里公民館

で、3世帯、女性4名玉里保健福祉センターで、6世帯、男性4名、女性6名、合計で14世帯、21名の方が避難されました。みなさん、開設後、明るい時間帯に避難された避難者がほとんどであり、翌日9日の正午までには、全員帰られたということでもあります。

3. 被害の状況であります。9月11日現在で、倒木により道路が通行止めとなったり、電線に木が絡んだりして電線が切断されたケース等合わせて約130件(集計・精査中)、その中で東電、NTTに対応依頼したものが(主に東電であり)31件となっております。道路倒木については9割解消している状況となっております。

市役所庁舎では、市役所シャッター一部破損が2カ所、教育施設では、各小中学校幼稚園物置等の破損8件、雨漏り3件、園庭小規模陥没2件、倒木5件(対応済み)文化施設では、6施設で雨漏りが発生し、運動施設では、フェンスやネットが傾くなど。

農作物の被害では、栗、なし等の落下、レンコン、特に小川地区の、にらに、大変大きな被害が出ております。農業用施設では、ビニールハウス等の倒壊、破損が15棟発生しております。交通施設では、カーブミラー、防犯灯十数ヶ所が強風や倒木で破損しており、空港では、9日午前中の便5便が欠航しております。

4. 停電の状況であります。9日の5時17分で900軒、その後、9時15分で3,000軒、9時40分で1,300軒、17時で1,000軒、翌日、10日の8時で1,100軒、9時で500軒、そして16時52分で復旧となっておりますが、数軒ではあります。また通電していないところもあり、現在対応しているところでもあります。以上、9月11日現在の被害状況についてご報告いたします。今後、特に農業関係で現在被害状況を確認中のため、さらに被害が出てくるかと思えます。

また、今後の状況につきましては、最終日の全員協議会にてご報告させていただく予定でございます。以上で台風15号に係わる対応と状況について報告いたします。

**○委員長(長島幸男君)** はい。報告ありがとうございました。今、管理監のほうから報告があったのですが、皆さん何か、質問したいことがありましたら。

植木委員。

**○4番(植木弘子君)** 避難所の開設状況についてお伺い致します。前回までは、小川の避難所は、小川公民館のほうで開設されていたと思うのですが、今回はアピオスの和室があるので、あそこが避難所だったのでしょうか。また、公民館を利用しなかった理由等あれば教えて下さい。

**○委員長(長島幸男君)** 飯塚危機管理監。

**○危機管理監(飯塚新一君)** 植木議員から小川地区の非難所の質問について、今回、アピオスを避

難所として開設いたしました。前回はアピオスの和室を利用して、非難所として開設しております。

**○委員長（長島幸男君）** 植木議員。

**○4番（植木弘子君）** じゃあ、その前のときですかね。公民館を使ったことがあると思うのですが、今後、避難所はアピオスということで考えてよろしいでしょうか。こういったとき。

**○危機管理監（飯塚新一君）** はい。そうですね。小川地区につきましては、アピオスということで。ただ、今回改修工事が入るということでございますので、和室のほうは使えないかなと思うので、場所をよく見まして、避難所として対応できるようにしていきたいと思います。

**○委員長（長島幸男君）** 植木委員。

**○4番（植木弘子君）** はい。分かりました。ありがとうございます。ただいまの災害の内容についてのご報告でしたが、市の職員の皆さんで、フル稼働で対応していただいたと思うのですが、こういった動きをしたのかということをお話聞かせていただければと思います。

**○委員長（長島幸男君）** 飯塚危機管理監。

**○危機管理監（飯塚新一君）** 植木議員の質問で、市の職員の対応ということで、今回、警戒体制ということで、各部署から、職員 10 パーセントの参集いたしました。今回、9日朝方に最接近とのことで、あらかじめ、前日8日の午後10時に参集をしまして、夜間の対応ということで何かあれば出られるように。実際、雨が降っていたので動いたのは翌日の朝なのですが、倒木の処理とか、倒木に関する電話受け付け、何名かは避難所に派遣をし、対応したところでございます。

**○委員長（長島幸男君）** 植木委員。

**○4番（植木弘子君）** はい。ありがとうございました。市の職員の方、皆様、1割ということですが、その後、また、交代とかで、総がかりで対応していただいたと思いますので、本当にありがとうございます。以上です。

**○委員長（長島幸男君）** はい。よろしいですか。私のほうから1つ。倒木について130ということ載っていますがこれは、連絡がきた先で130ということなのですかね。

**○危機管理監（飯塚新一君）** 倒木関係でございますけれども、もちろんこれ、市民からですね木が倒れて道を塞いでいるというような連絡等、また、道路管理部門並びに消防署の方でも巡回パトロールをしております、そのような件数を合わせましてでございます。

**○委員長（長島幸男君）** はい。ありがとうございました。私のほうにも、幹線道路ではないのですが、倒木して、道路を塞いでいて役所のほうに連絡をされた方がいたのですが、なかなか、連絡がつかなかった状況のようですね。管理課のほうでも相当ではらっててね。これは、業者を使ってやったところもあるのかな。

○危機管理監（飯塚新一君） 今のところは、まだ業者には発注していません。すべて、職員のほうで対応しております。ただ、一部には大きな木の倒木があるので、そういうところは業者のほうに発注していかなければならないのかなと思います。



### 議会報告会の質疑に対する回答について

○委員長（長島幸男君） 以上で、よろしいですかね。続きまして、その他の案件ですが、議会案件ということになります。内容によって執行部というか、各部署に意見を求める場合がございますので、最後までお願いしたいと思います。議会報告会の質疑に関する回答について資料がありますが、総務常任委員会として、回答すべきものとして一覧したものでございます。委員会の回答案をまとめてみましたので委員会の回答としてよろしいかご意見いただきたいと。委員会の回答というところは、担当課にお聞きしてまとめたものでございます。まず、美野里会場から順に確認していきたいと。まず、1番からですが、村田副委員長ちょっと読んでいただけますか。

○副委員長（村田春樹君） はい。1番の回答ですけれど市内の各地域に住む市民の方々が互いに助け合い、協力しながら安全で安心して快適に暮らせるまちづくりをするためには、行政区は必要不可欠な組織です。しかしながら行政区への加入に対しましては年々低下傾向にあります。行政区への加入低下問題についての解決に向けて、行政においては転入手続きの際、転入者へ行政区の加入を理解していただき情報提供の同意を求め、対象となる各区長へ情報提供するなど加入促進に努めているところです。また、区長会におきましては先進地を研修し加入促進の方法、行政区のあり方などを研修し、問題を解決するため役員会での協議、さらには区長会意見交換会等により協議しているところです。今後におきましては、市自治基本条例の基本原則に基づき区長会・議会・行政の三者がそれぞれの情報を共有し、協働して問題解決に向けた協議をしていきます。

空き家対策について。市空家等対策協議会には、区長会から3名、市議会から2名の皆様に委員に就任しております。今後も、協議会を通して更なる情報共有を図りたいと考えております。

○委員長（長島幸男君） はい。ありがとうございました。1番の回答ということでこのようによろしいかどうか、議員の方に伺いたいと思います。

岩本委員。

○9番（岩本好夫君） これ、あらかじめ委員長、副委員長が目を通していらっしゃるでしょ。この回答のほう。きょう、出ているやつは。いま、読んだ文章の部分は。

○委員長（長島幸男君） きょう、初めてみました。

**○9番（岩本好夫君）** 初めてみたの。分かりました。こちらにあの、当日のもあるしそれを踏まえて執行部の回答いただいて、それにあわせた委員会の回答だと思うのだけれども、執行部の回答と、違いがあつてはいけないと思うし、できれば、委員長、副委員長前もって目を通していただいて。地方創生ではかなり前かららって委員長、副委員長で目を通してあるよ。目を通してあつてそれでもしよければ、それでいいと思うのだけれども。執行部の回答と、議会の回答がまったく別の回答はあり得ないと思うし。ひとつ、1つ、読んでいったらこれものすごい時間がかかってしまうと思いますし。どうでしょう。他の委員さん。

**○12番（小川賢治君）** 委員長、副委員長で検討していただいて、また、私達に相談していただければそれでいいと思うのですけれども。

**○9番（岩本好夫君）** これ、委員会の回答について主に進めていくと思うのですけれども、要するに、当日の住民の方からの質問、内容、趣旨があるのだけれども、その次のところに当日の出席した議員の回答あるのですね。その次に、回答した名前があるのだけれども、中には、委員さんが2人発言している部分もあるのですよ。これちょっと、めくってもらうと、あえて言わせてもらいたいだけれども、中段、大槻議員と私で当日回答している部分があるんです。ただこれ、会議録を見ていただくと分かるように、大槻議員の発言と、私の発言まったく違うのですよね。私の発言がここに載っているんです。当日の回答は。ですから、このところは切り離していただいた方が私としては。大槻議員の回答とは、まったく違うのですよ。その辺のところ、線引きしてもらったほうが私は助かります。

**○委員長（長島幸男君）** はい。いま、岩本委員からお話があった件なのですが、私も全然目を通していないわけではないのですが、主体的にはやはり、委員さんのお話を聞いてということなのですが。いまの委員さんのお話ですと、委員長、副委員長にお任せというか。私らもこれから、副委員長と良く見まして、担当課からの回答というかたちなので、間違っている回答はないと思うので、こちらのほうで最終的にまとめていきたいと思います。そういうことで、この件に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

**○9番（岩本好夫君）** さっき言ったように、当日住民からの質問があつて、当日回答している。対応している議員が。次のページめくると、中段あたりに、会場が小川で、市政について、大槻議員と私が回答しているんです。回答した内容は、私が回答した内容が書いてあるのです。大槻議員の回答した内容はまったく違うものなんです。ですから、切りはなしてやっていただきたいと思います。

**○副委員長（村田春樹君）** これ、班別で揉んでもらったと思うのですけれどもそのときに、大槻議員との話しの中では、外すということにならなかったのですか。

**○9番（岩本好夫君）** 会議録に載せないほうがいいと思うのですが、こういう発言はしないほうがい

いと注意しました。

**○委員長（長島幸男君）** それでは、大槻議員と岩本議員の発言が違うというところよく確認をしまして、整理したいと思います。では、この報告会については以上でございます。



### 視察研修報告について

**○委員長（長島幸男君）** 続いて視察研修について資料がでていますが、7月24日（水）から25日（木）にかけて、執行部からは菊田市民課長に同行いただき、福岡県大野城市のワンストップ窓口について、福岡県筑後市の空き家バンク事業についての視察研修を行いました。報告書をまとめてみました。個別には各委員の方からも報告書がでております。これについてもすぐ読んでどうというわけにはいきませんが、いかがでございますかね。

岩本議員。

**○9番（岩本好夫君）** ここに記載されている、感想及び所管というのは、誰が作成したものなのかな。

**○委員長（長島幸男君）** これはですね、植木委員と小川委員が既に出ております。私の方も近日中に出すというところで。失礼しました。村田委員か。村田委員と小川委員ですね。それを含めて事務局のほうでまとめたものです。

**○9番（岩本好夫君）** であればこれでいいんじゃないのですか。

**○委員長（長島幸男君）** これでよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長島幸男君）** ありがとうございます。それでは、これで計画書として議長宛に報告していきます。



### その他

**○委員長（長島幸男君）** その他ありますか。

**○4番（植木弘子君）** その他よろしいですか。先ほど議会報告会の内容にも絡んでくるものかなというふうに執行部から伺いたいことがありまして、空き家対策や区加入者の問題について、本当に区長の皆さんにご苦勞をおかけしているというか、本当に区長の役割ところが自治体の中で大きな部分を占めているのではないかなと感じております。三位一体で頑張っていくと執行部の方でも、委員会のほ

うでも答弁のほうに入っているのですが、ただ、来年4月から法の改正によって、区長さんの立場が準公務員ではなくなるということを知りまして、自治法の法改正ということもありますので、報酬、区長さんの立場も国のほうでは変わるということではありますが、来年の4月からは施行ということでもありますので、市としてはどのようなかたちで区長さんも本当に準公務員と責任をもって区長という責任をになっている皆さんですのでその辺どのように考えているのか。また法改正の内容について簡単にご説明いただければと思いますのでお願いしたいと思います。

**○市民協働課長（滑川和明君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 滑川市民協働課長。

**○市民協働課長（滑川和明君）** ただいまの植木議員のご質問にお答えしたいと思います。区長職につきましては、現在、非常勤特別職として、任用し、ご協力をいただいているところでございます。平成29年に地方自治法の改正によりまして、非常勤特別職の任用の要件が厳格されたことに伴いまして、現在、任用の形態について検討しているところでございます。また、区長の報酬、それから、文書謝金等の問題がご質問の中で、ありましたけれども、身分の形態が変わりましても、区長の報酬、文書謝金等の補償については従来通り、現状のまま支給するという考えでございます。それから、法の改正の内容というところで、地方公務員法の3条の3号に非常勤特別職とはということを書いてありまして、その要件は専門的な知識等に基づき助言、調査および診断等の事務を行うものに限定されたということである。いまの行政区長の職務的なものには該当しないということで、任用の形態をどのようにしていけばよいか内部で検討しているところでございます。

**○委員長（長島幸男君）** 植木委員。

**○4番（植木弘子君）** はい。分かりました。ありがとうございます。謝金のことも多岐に渡って活動していただいているのであると思いますが、それと同時に、立場というかその辺をしっかりと行政のほうでも守って活動していただけるような、条例についてもかなり改正していかなければならないと思いますので、いいかたちになるように進めていただきたいと思います。そういったことも踏まえて三位一体で小美玉が更に良くなるようなかたちで活動していければいいと思っていますのでよろしくお願い致します。以上です。

**○9番（岩本好夫君）** いまの、植木委員の区長さんの立場が変わるということで、そうすると例えば、区長をしながら、議員をすることはどうなのですかこれ。

**○総務課長（坂本剛君）** はい。委員長。

**○委員長（長島幸男君）** 坂本総務課長。

**○総務課長（坂本剛君）** はい。区長さんと議員の兼職の関わり方ということですが、公職選挙法にお

きましては、区長さん自身が非常勤特別職ということで、公務的な位置にはあたるのですがそれでもその中で、公務員だからといって議員をしちゃだめだという部類等、区別されるもののうち、区長さんについては、一応、非常勤なので、地位業という制限が課せられるというような内容になっていますので、ここは地位業として行うとなると選挙運動ができなくなるという立場になりますので、この辺は、よく、区長会の中でも政治的なところでの活動は注意していただきますようにと言うようなお話をしております。ここが、区長さんと選挙運動の関わり方というところで、公職選挙ほうには出ているというような内容になっております。以上です。

○委員長（長島幸男君） 岩本委員。

○9番（岩本好夫君） はい。分かりました。聞きたかったのは議員をしながら区長をしてもいいのかなということなんですけれども。兼職ができるのかなと。

○委員長（長島幸男君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本剛君） ただいまの件につきましては、見解のほうちょっと時間いただきまして、ご回答させていただきます。よろしくお願い致します。

○委員長（長島幸男君） よろしいですか。

○委員長（長島幸男君） それでは、本日の協議は全て終了しました。



## その他

このあと、小川小学校・橘小学校跡地、消防団第12分団機庫建設詰所等建設工事現場に現地調査を行いますので、委員の方は、午後1時00分に正面玄関前にお集まりください。

なお、調査終了後は、現地解散としますのでよろしくお願い致します。



## ◎閉会の宣告

○副委員長（村田春樹君） それでは以上で総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 12 時 02 分 閉会